



木下委員長・竹信教授 JR東海年休 制度の問題点を明確に突き出す

年休裁判（東京）証人尋問

6月9日年休裁判（東京）証人尋問が行われ、組合側証人として木下本部委員長と竹信三恵子教授が証言をしました。

竹信教授は、労働時間と休暇・休日が社会全体の問題となって法定化につながっていった歴史的意義、年休の時季指定権の意義などをあきらかにし、JR東海の年休の運用は時季指定権に対する「自動防御装置」が張り巡らされている、慢性的要員不足に対応する操作が行われていると、会社を厳しく批判しました。

会社側弁護士は例によって年休取得率や連続休暇・病気休暇の存在などに問題をずらし、また、年休順位制度は何十年も続いており社員に理解されているとの主張に対して竹信教授は「理解するのと了承しているとは違う！」と明快に反論しました。

木下委員長は、予備勤務指定の空白、5日前勤務指定、年休申し込みは仮のもという会社の主張の問題点、年休申し込みに対する配慮の欠落、一方的休日勤務指定など、具体的に問題をあきらかにし、「休日出勤ではなく年休を取れる要員を配置せよ」「実態を見て判決を」と訴えました。

会社側弁護士は、へりくつと問題のすりかえとしかいえないトンデモ質問をだらだらと繰り返しました。

「120日も年間休日があるのだから生活の予定はたてられる」→※休日は社員ではなく会社が指定するのだ！「会社が休日勤務の希望をとって年休が取れるように努力しているのだから、年休がとれるように休日勤務を希望するべきではないのか」→※責任のすり替えだ！「400人の社員一人一人に打診・配慮など不可能だ」→※400人が一斉に年休を申し込むなどあり得ない！「年休申し込みは仮の申し込みだ。年休を申し込んで勤務指定で休日となったら年休申し込みはなかったことになる」→※年休を申し込んでいるのに休日を指定するのはおかしい。時季変更権の誤用濫用をごまかすへりくつだ！

木下委員長は、年休を申し込むことが年休の時季指定権の行使である・時季変更権の行使という説明は一切されないと明確に主張しました。

■次回は9/29 10時です。